

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の基本フレーム

1. 基本理念

本市の豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を将来の世代に引き継いでいくためには、日常の生活や事業活動からの環境負荷の低減に努める必要があります。

家庭や事業所からの環境負荷としては、ごみの排出の他、エネルギー消費に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出、水の使用に伴う生活排水の排出などがあります。このうち「ごみ」は、家庭や事業所などから排出している状況を実際に目で確認でき、量を数値化して評価できるため、環境負荷の指標として最も身近でわかりやすいことが特徴であり、環境負荷の低減のためには、ごみの減量に努めることが最も効果が高いといわれています。

現在のごみに関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄というこれまでのライフスタイルやビジネススタイルに起因しているものであり、物質的な豊かさと利便性・効率性を最優先して追求してきたこれまでの風潮によるものです。

このため、ごみに関する問題の解決のためには、従来のライフスタイルやビジネススタイルの見直しと、一人ひとりの価値観の転換により、将来的に持続可能な「循環型社会」を形成し、豊かさや快適さのみを追求せず、安全・安心な社会が現在だけでなく、将来においても維持されることを目指して、各種の取り組みを進めていくことが大切です。

本市では、平成27年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ処理に関する各種の施策を推進し、ごみの減量化・資源化に努めてきました。本計画においても、引き続きごみの減量化・資源化に努めることが望まれるため、本計画の基本理念・基本方針などの内容は、前計画を大きく変えることなく、継続・踏襲することを基本として、適正な施策・事業を推進・展開していくことを目指します。

《 基本理念 》

環境への負荷が少ない循環型社会の形成

2. 基本方針

基本理念を踏まえ、具体的にするための方向性として以下の基本方針を定めます。

本市を取り巻く社会情勢をみると、将来における人口減少と急速な高齢化の進行、高齢者のみの世帯の増加などが予測されています。このため、計画の基本理念である『環境への負荷が少ない循環型社会の形成』に向けて、これまで以上に効果的かつ効率的にごみの減量化・資源化を推進していくことが望まれます。

本計画では、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量〔リデュース〕を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけ再使用〔リユース〕・再生利用〔リサイクル〕に回すという『3R原則』をごみ処理の基本とし、ごみの発生を回避・過剰包装等不要なものを断る〔リフューズ〕を加えた「4R」を推進していきます。

また、ごみの発生・排出抑制や適正な処理・処分のあり方などを示すとともに、計画の展開・推進に際しての市民、事業者、行政の役割分担を明らかにします。

この他、本市はごみ処理を担当する主体として、環境への負荷の少ない適正なごみ処理事業を継続することを目指します。

これらを踏まえた上で、基本理念の実現を目指すための基本方針を以下に示します。

本計画では、これらの基本方針に基づく各種の施策を展開することにより、市域における環境負荷の抑制と循環型社会の実現を目指します。

《基本理念の実現を目指すための基本方針》

基本方針1. 廃棄物発生回避の促進

- ★そもそもごみを発生させない生活様式を促進します。
- ★過剰包装等の不要なものは自ら進んで断りを申し出ます。

基本方針2. ごみ減量化（排出抑制）の推進

- ★家庭系ごみについては、引き続き指定のごみ袋によってごみの分別徹底を図ります。また、循環型社会の意識醸成やごみの分別の徹底を図るため、啓発活動に努めます。
- ★事業者に対しては、廃棄物処理責任を明確化し、分別意識を高めごみの減量化を図ります。

基本方針3. 資源化の推進

- ★市民、事業者が無理なく継続できる、資源物をごみとせず回収するシステムを確立し、更なる資源物のリサイクル率の向上を図ります。安心・安全で環境負荷の少ないごみ処理事業の推進により、本市の豊かな自然と快適な生活環境を守ります。

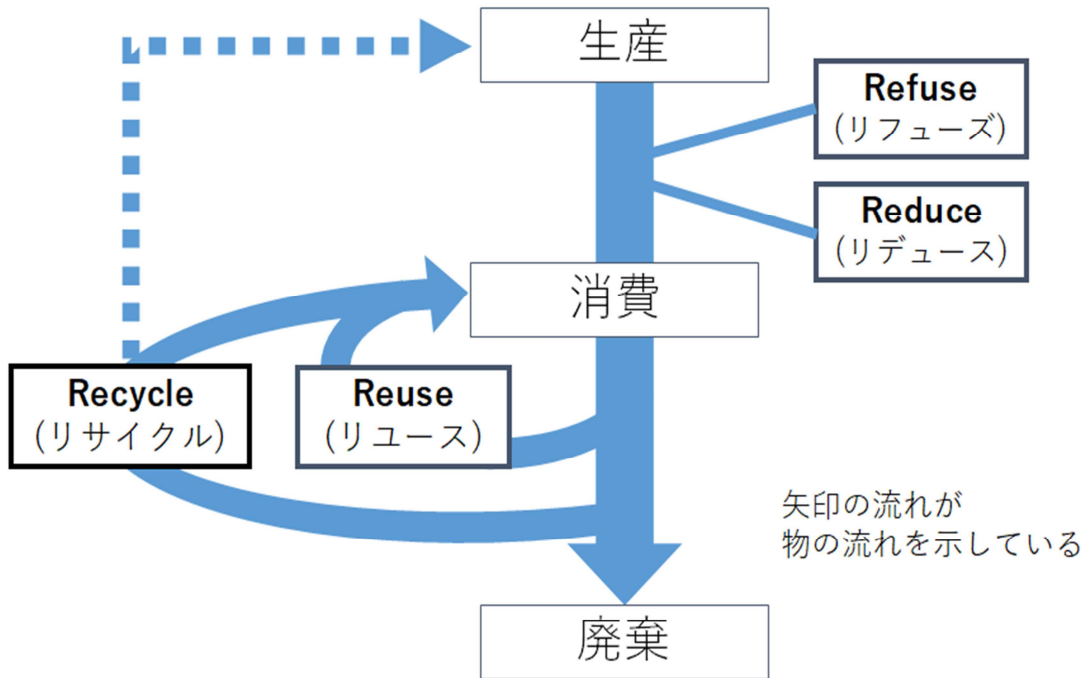
基本方針4. 廃棄物の適正処理

- ★多種多様化しているごみ問題に対し、組合や構成市との連携を図りながら、効率の良い分別収集や適正な処理を図ります。

参考資料 4 Rの概念

4 Rとは、ごみの発生・排出を抑制し(リデュース)、次いで不要となったものの再使用に努め(リユース)、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進(リサイクル)する「3 R」に、ごみの発生を回避・過剰包装等不要なものを断る(リフューズ)を加えた概念であり、今後この「4 R」を推進していきます。

【図】 4 Rの概念



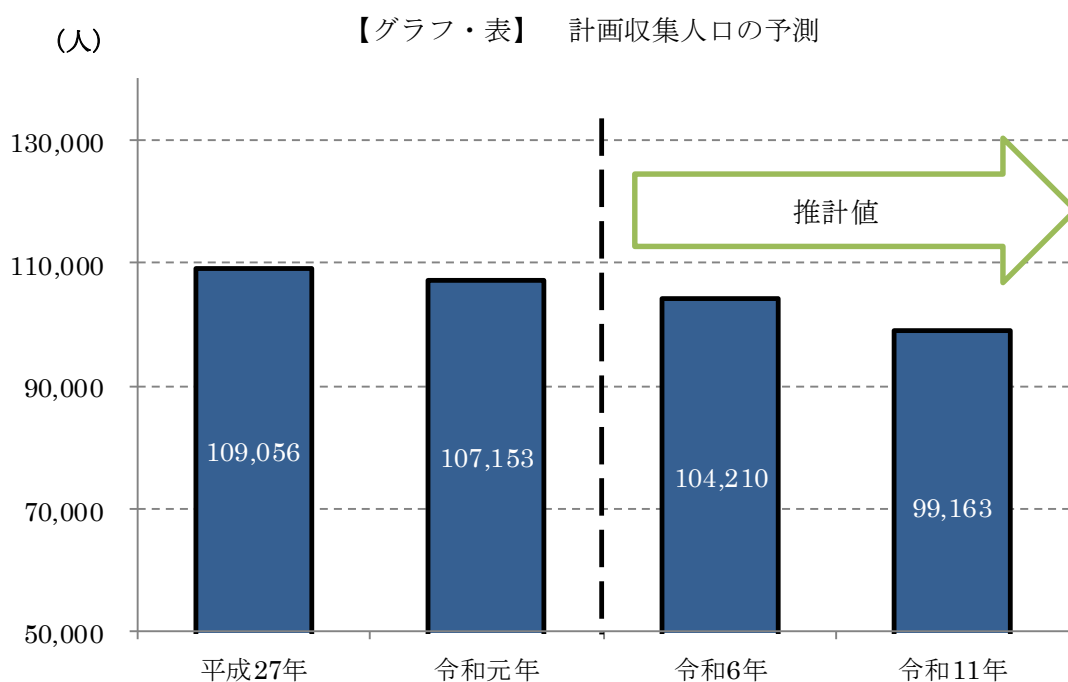
ごみの発生回避 (Refuse リフューズ)	過剰包装等の不要なものは自ら進んで断りを申し出る。
廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
再使用 (Reuse リユース)	不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
再資源化 (Recycle リサイクル)	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、資源として使うこと。

第2節 ごみ処理量の予測

1. 将来人口

現状のごみ処理を取り巻く状況が将来も継続する場合に、ごみ処理量（ごみ発生量、処理・処分量）がどのように推移するかを把握しました。このとき、将来人口の変化についても考慮しました。

市の将来人口としては、本計画の上位計画である「第六次取手市総合計画」において示されている、国の推計人口（国勢調査結果を基に、国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口）をベースに、その推計に加味されていない開発人口（ゆめみ野地区）等、時点修正を加味して推計しました。本市の計画収集人口の予測は以下のとおりで、目標年次（令和12年）には、99,163人となることが予測され、令和元年から令和11年の間で7,990人の減少が見込まれます。



単位：(人)

	実績値		推計値	
	平成27年度	令和元年度	令和6年度	令和11年度
計画収集人口	109,056	107,153	104,210	99,163

※出典：とりで未来創造プラン2020

2. ごみ発生量の予測方法

ごみ発生量は、家庭系ごみと事業系ごみ、集団回収に区分して予測します。

(1) 家庭系ごみ

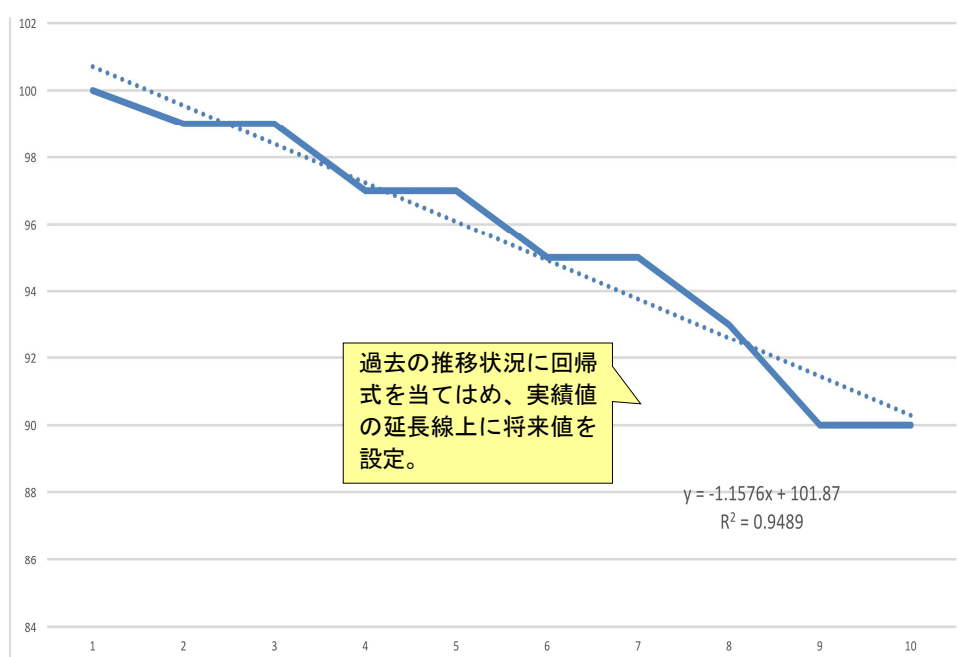
家庭系ごみ排出量は、「原単位法」を使用して将来予測します。

「原単位法」とは、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（これを「ごみ原単位」といいます。）に将来人口と年間日数を乗ずることにより排出量を求める方法です。

$$\text{家庭系ごみ排出量} = \text{市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（ごみ原単位）} \times \text{将来人口} \times \text{年間日数}$$

将来の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、過年度の実績値（家庭系ごみ排出量と人口、年間日数から算出）よりトレンド予測を行います。トレンド予測とは、過去の動態が将来も同様に推移するという考え方により、過年度の実績値に回帰式を当てはめ、実績値の延長線上に将来値を設定する方法です。

【図】トレンド予測の例



(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、市の全人口を対象とするものではないことから、原単位法を用いて将来予測することは不適切と判断し、全量について経済センサス及び過年度の実績よりトレンド予測を行います。

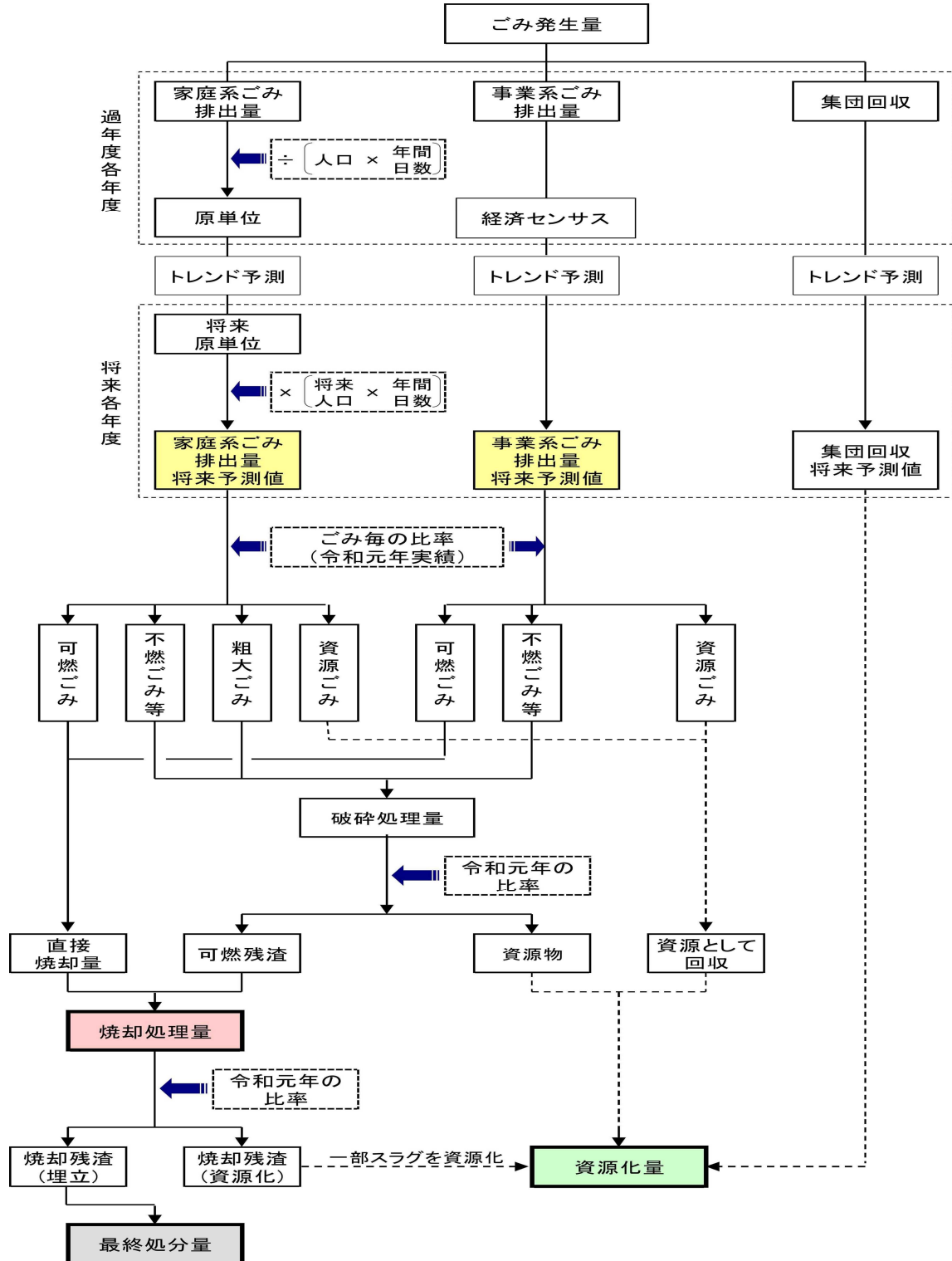
(3) 集団回収

集団回収は、本市の全人口を対象とするものではないことから、原単位法を用いて将来予測することは不適切と判断し、全量について過年度の実績よりトレンド予測を行います。

(4) 処理・処分量の予測方法

将来の処理・処分量は、ごみ別の排出量の予測結果と最新年次（令和元年度）のごみ処理・処分の実績より、資源化量、最終処分量について推計します。

【図】 ごみ処理・処分量の予測方法

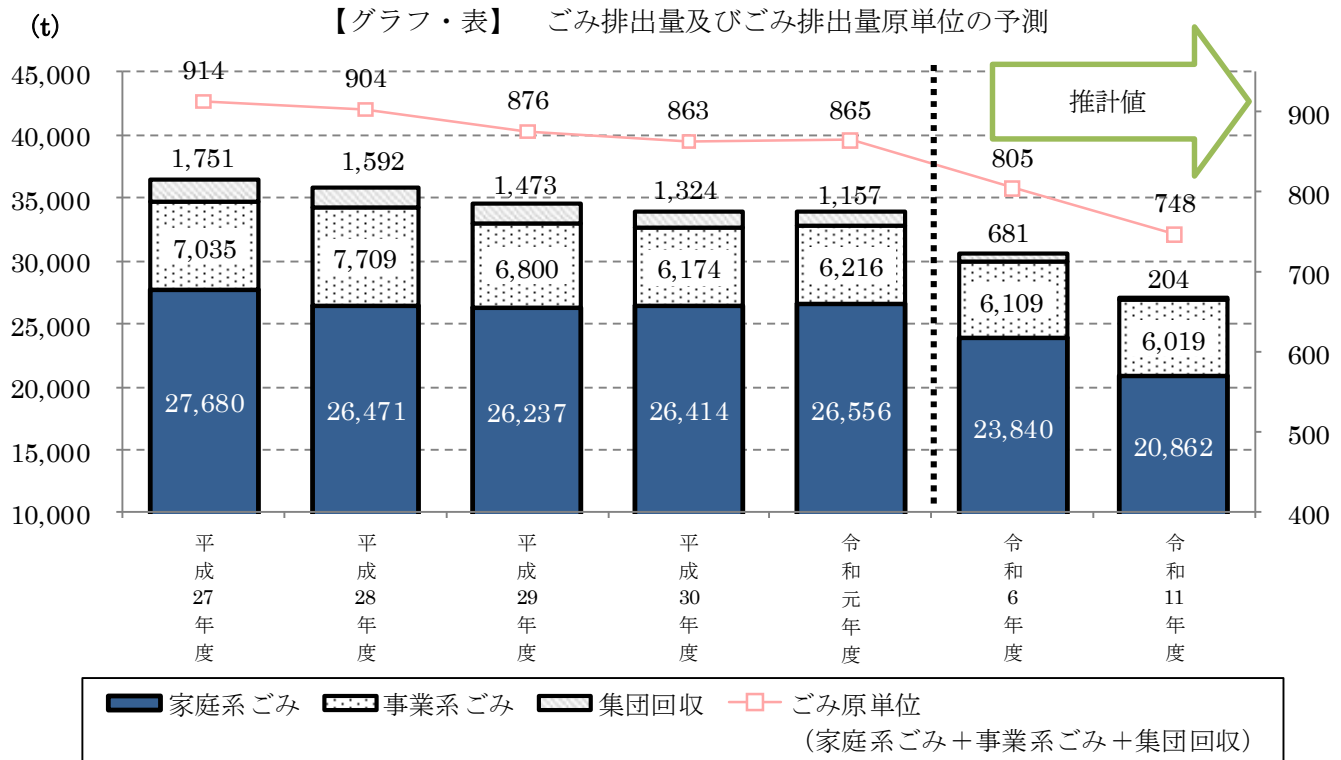


3. ごみ排出量の予測結果

(1) ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収）は減少傾向で推移し、令和6年度は30,630 t（平成27年度から16.1%減少）、令和11年度は27,085 t（同25.7%減少）と予測しました。

ごみ原単位（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収）は、令和6年度は805g（平成27年度から11.9%減少）、令和11年度は748g（同18.2%減少）と予測しました。

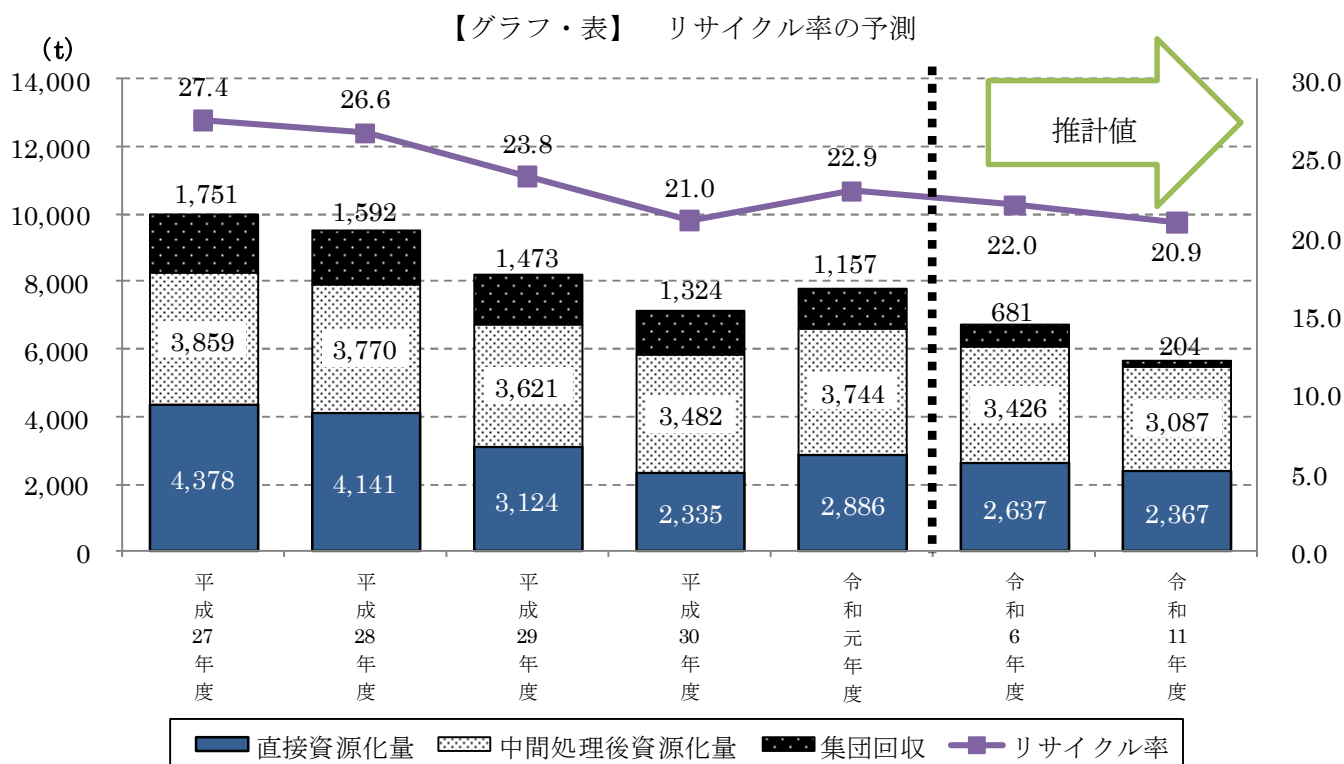


		ごみ排出量 (t)				ごみ原単位 (g/人・日)			
		家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収	家庭系ごみ	事業系ごみ	集団回収	家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収	家庭系ごみ	事業系ごみ	集団回収
実績	平成27年度	36,466	27,680	7,035	1,751	914	693	176	45
	平成28年度	35,772	26,471	7,709	1,592	904	669	195	40
	平成29年度	34,510	26,237	6,800	1,473	876	666	173	37
	平成30年度	33,912	26,414	6,174	1,324	863	672	157	34
	令和元年度	33,929	26,556	6,216	1,157	865	677	158	30
予測	令和6年度	30,630	23,840	6,109	681	805	627	161	17
	令和11年度	27,085	20,862	6,019	204	748	576	166	6

(2) 資源化量の予測結果

資源化量は減少傾向で推移し、令和6年度は6,744 t（平成27年度から32.5%減少）、令和11年度は5,658 t（平成27年度から43.4%減少）と予測しました。

リサイクル率は、令和6年度は22.0%（平成27年度から5.4ポイント減少）、令和11年度は20.9%（平成27年度から6.5ポイント減少）と予測しました。

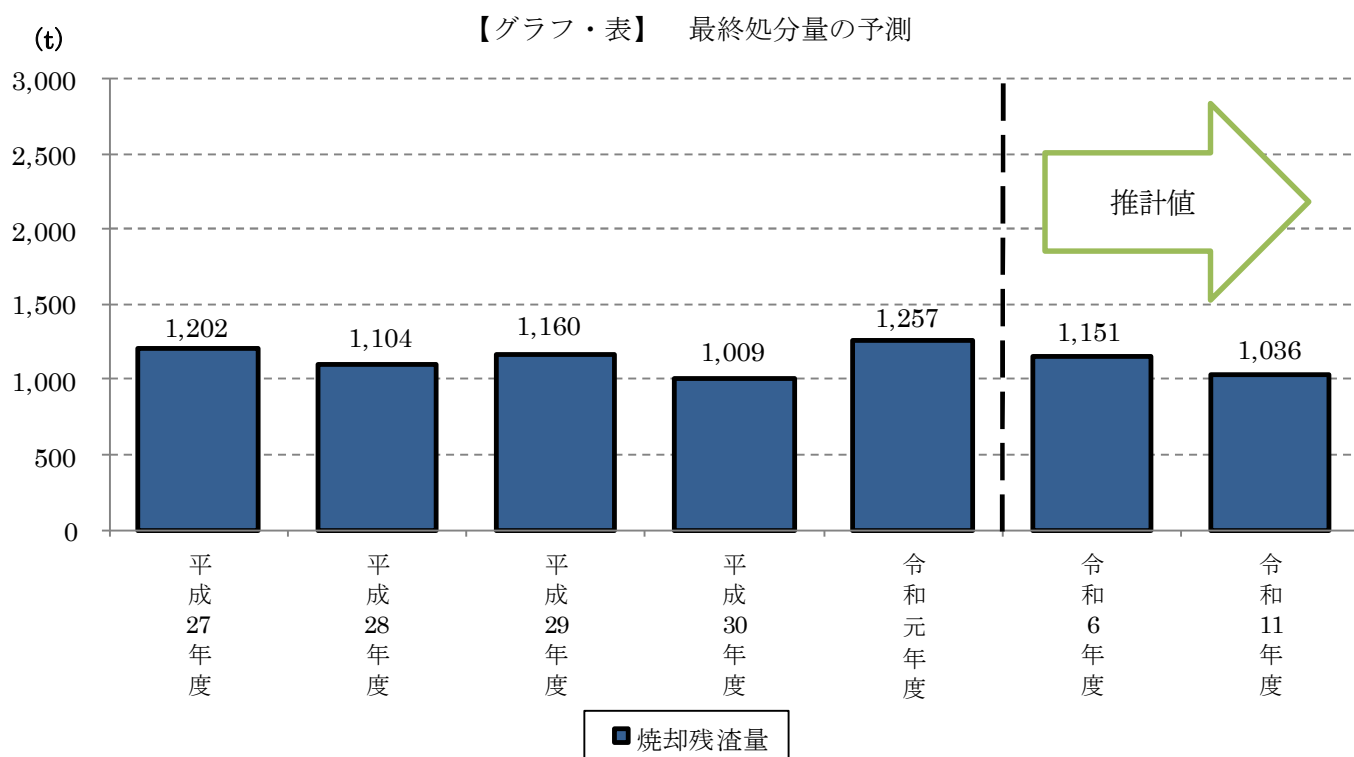


		総資源化量 (t)	直接資源化量 (t)	中間処理後資源化量 (t)	集団回収 (t)	リサイクル率 (%)
実績	平成27年度	9,988	4,378	3,859	1,751	27.4
	平成28年度	9,503	4,141	3,770	1,592	26.6
	平成29年度	8,218	3,124	3,621	1,473	23.8
	平成30年度	7,141	2,335	3,482	1,324	21.0
	令和元年度	7,787	2,886	3,744	1,157	22.9
予測	令和6年度	6,744	2,637	3,426	681	22.0
	令和11年度	5,658	2,367	3,087	204	20.9

※ リサイクル率：（直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収）÷（ごみ処理量+集団回収）×100

(3) 最終処分量の予測結果

最終処分量は減少傾向で推移し、令和6年度は1,151 t（平成27年度から4.2%減少）、令和11年度は1,036 t（同13.8%減少）と予測しました。



単位：(t)

		最終処分量	焼却残渣量
実績	平成27年度	1,202	1,202
	平成28年度	1,104	1,104
	平成29年度	1,160	1,160
	平成30年度	1,009	1,009
	令和元年度	1,257	1,257
予測	令和6年度	1,151	1,151
	令和11年度	1,036	1,036

第3節 数値目標

1. ごみ減量に係る目標

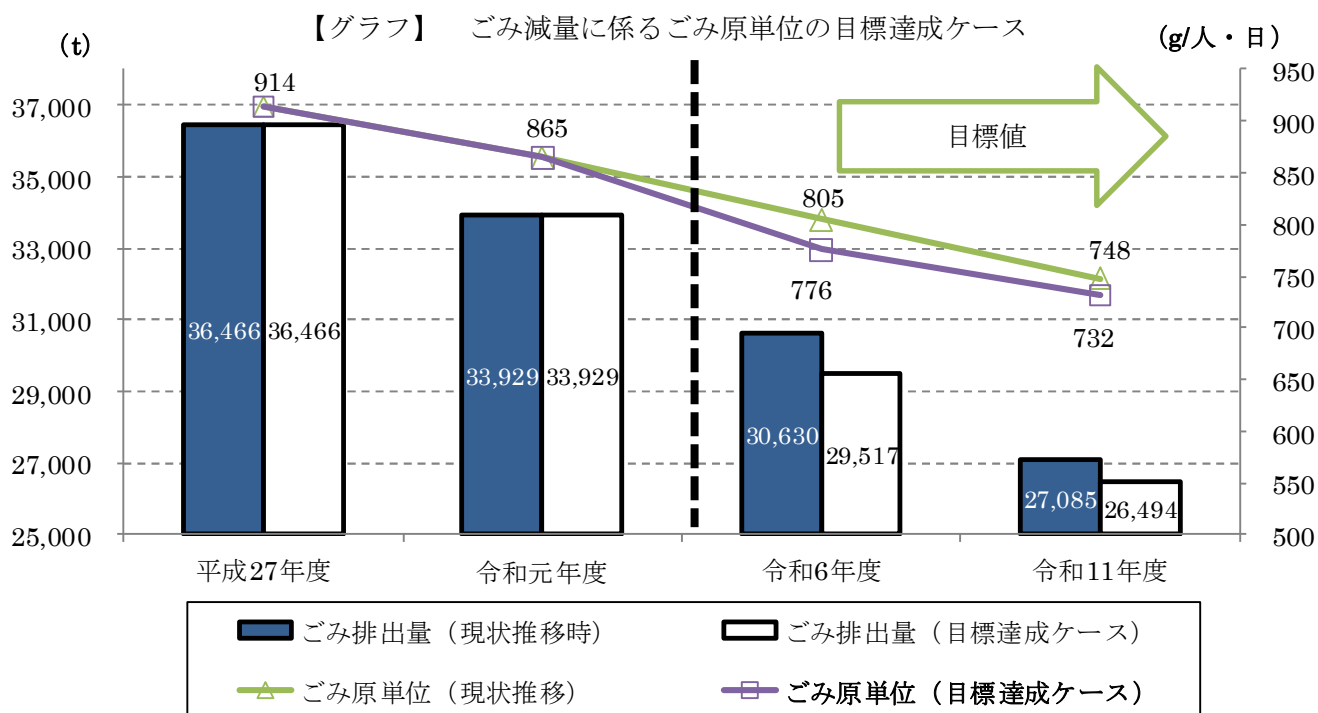
本計画でのごみ減量に係る目標は、「ごみ原単位」及び「家庭系ごみ原単位」、「事業系ごみ原単位」を対象とし、ごみ減量を推進するものとします。

「ごみ原単位」及び「家庭系ごみ原単位」は減少傾向と予測しましたが、確実に実行できるように本計画に基づく各種の施策を実施することで、推計値よりも減量できるよう目標を定めます。

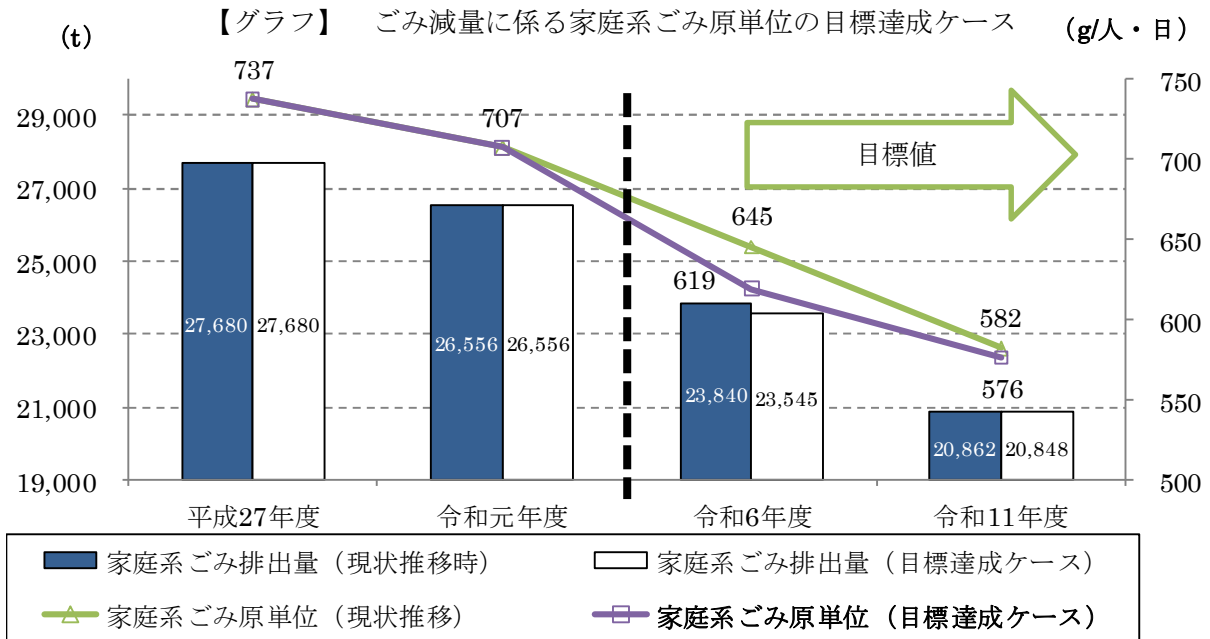
「事業系ごみ原単位」は増加傾向で推移すると予測しましたが、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、推計値よりも減量できるよう目標を定めます。

【表】 ごみ減量に係る目標

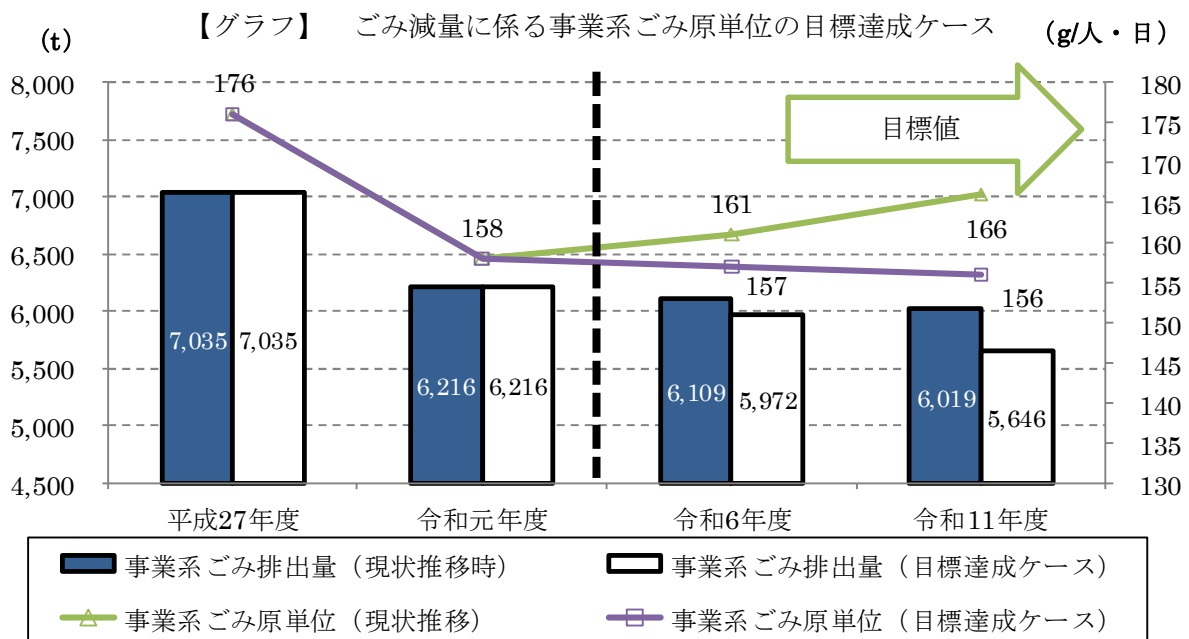
項目	目標年度	数値目標
1人1日当たりごみ排出量 (ごみ原単位) 基準量：865g/人・日(令和元年度)	令和6年度	ごみ排出量 776g/人・日
	令和11年度	ごみ排出量 732g/人・日
1人1日当たり家庭ごみ排出量 (家庭ごみ原単位) 基準量：707g/人・日(令和元年度)	令和6年度	家庭ごみ排出量 619g/人・日
	令和11年度	家庭ごみ排出量 576g/人・日
1人1日当たり事業系ごみ排出量 (事業系ごみ原単位) 基準量：158g/人・日(令和元年度)	令和6年度	事業系ごみ排出量 157g/人・日以下
	令和11年度	事業系ごみ排出量 156g/人・日以下



※ごみ排出量：ごみ原単位×計画収集人口×年間日数



※家庭系ごみ排出量：家庭系ごみ原単位×計画収集人口×年間日数



※事業系ごみ排出量：事業系ごみ原単位×計画収集人口×年間日数

2. 処理・処分に係る目標

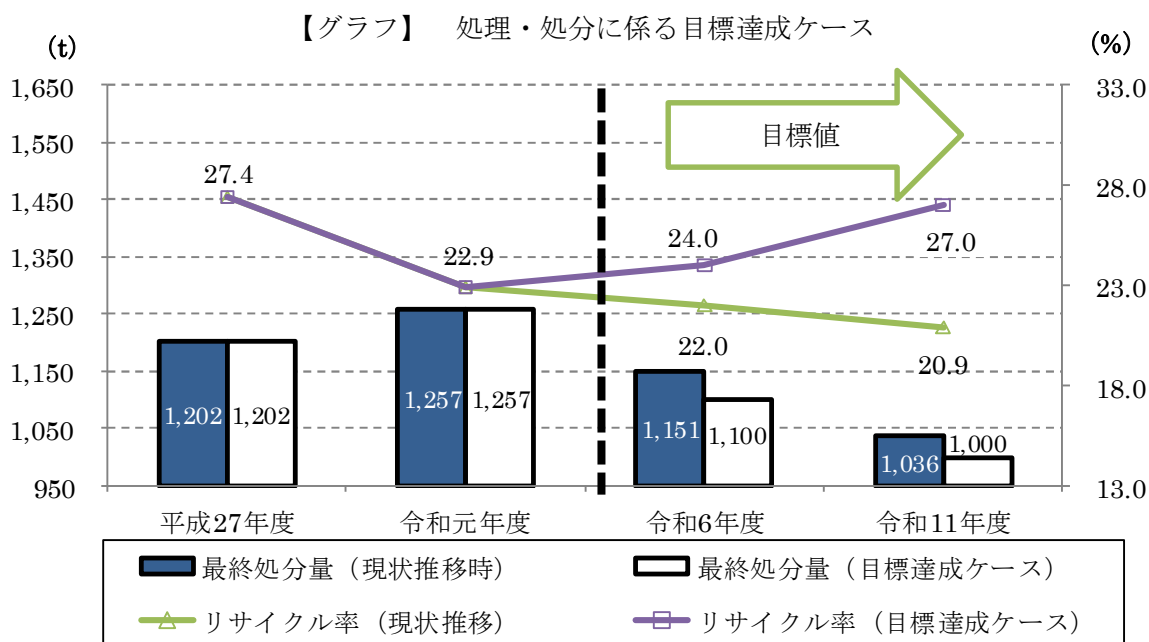
本計画での処理・処分に係る目標は、「最終処分量」及び「リサイクル率」を対象とし、今後も適正な処理・処分を推進するものとします。

「最終処分量」は減少傾向で推移すると予測しましたが、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、推計値を上回って減量できるよう目標を定めます。

「リサイクル率」は計画当初、増加傾向で推移すると予測しましたが、減少傾向にあります。本計画に基づく各種の施策を実施することにより、目標を達成できるよう定めます。

【表】 処理・処分に係る目標

項目	目標年度	数値目標
最終処分量 基準量：1,257 t（令和元年度）	令和6年度	年間最終処分量 1,100 t 以下
	令和11年度	年間最終処分量 1,000 t 以下
リサイクル率 基準値：22.9%（令和元年度）	令和6年度	リサイクル率 24.0%以上
	令和11年度	リサイクル率 27.0%以上



※リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収) ÷ (ごみ処理量+集団回収) × 100

第4節 減量化・資源化計画

先に定めたごみの減量化・資源化目標及び各計画を達成するために、住民・事業者・行政が一体となっておみ減量化・資源化に取り組むための基本的な施策について、以下のとおり示します。

<基本方針1> 廃棄物発生回避の促進に向けた施策

(1) 行政の役割

①環境に関する啓発の推進

- SDGsの目標達成に向け、教育機関、地域団体と連携し、4R行動の推進を図ります。

②ごみの発生回避に対する啓発

- 引き続き、マイバッグ・マイバスケットの使用を推進します。

(2) 市民の役割

①包装に対する啓発

- 過剰包装はもちろん、簡易包装についても不要な物は断るよう啓発します。
- マイバッグ・マイバケット持参運動に協力します。

②不用品の有効利用

- 不要となった物は、すぐにごみとして捨てず、物を大切に有効利用するよう努めます。

<基本方針2> ごみ減量化（排出抑制）の推進に向けた施策

(1) 行政の役割

①環境に関する啓発の推進

- 市内イベントに参加し、ごみ減量に対する意識啓発の機会を増やします。

②ごみの減量化、排出抑制に対する啓発

- 地球環境を守るため、温室効果ガス(二酸化炭素等)の削減を目的として、広報やホームページ等により、ごみの減量化に関する情報提供を幅広く行います。
- 食品ロスの削減を啓発していきます。
- 庁舎内で使用する事務用品や資機材等は、再生品、長期使用に耐えられる商品、資源として再生可能な商品の使用に努めます。また、可能な限り物を無駄に消費しないように努め、行政自らが率先して減量化行動を実践します。

③生ごみ減量化に対する施策

- 生ごみの水切りを推進するために現状と課題を把握し、かつ、先進自治体の事例を調査して、施策に反映していきます。
- 生ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機等購入補助金制度事業を継続、推進していきます。

④廃棄物減量等推進員との連携

- 廃棄物減量等推進員と連携を密に行い地域のごみ排出状況を把握することで、ごみ減量に対しての課題を抽出し、ごみ減量化施策に反映していきます。

⑤ごみ処理有料化の実施、検討

- 引き続き、粗大ごみについては、ごみ処理手数料制を行います。
- 粗大ごみ以外の家庭系ごみについては、今後のごみ減量化の推移をみながら、排出者負担の公平化等を図り、ごみ減量化の意識が働くよう、家庭ごみ処理手数料の有料化導入を、導入済み自治体の実態状況を調査・分析したうえで検討します。

(2) 市民の役割

①ごみ減量化意識の高揚

- 「もったいない」意識の輪を地域に広げます。
- 購入する際には、ごみになりにくいものを選択します。
- 使い捨て商品避け、長期的に使用可能な商品を選択しごみの排出抑制に努めます。

- ごみの減量を意識し、分別を徹底します。
- ②ごみ減量化の促進
- 生ごみの水切りを徹底します。
 - つめ替え品可能な商品を積極的に利用し、容器包装廃棄物の削減に努めます。
 - 組合の生ごみ堆肥化事業への参加や、生ごみ処理機等を活用し、生ごみの堆肥化に協力します。

(3) 事業者の役割

①事業者の減量義務の履行

- 取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下、「市条例」といいます。）第11条における、物の製造、加工、販売等に対して、長期的に使用可能な商品の開発や商品の修理体制の確保等、ごみの発生の抑制のために必要な措置を講じるよう努めます。
- 包装は簡易なものとし、ごみの発生抑制に努めます。
- 製造過程の中で食品廃棄物をなるべく発生させないよう努めます。

<基本方針3> 資源化の推進に向けた施策

(1) 行政の役割

①資源化の促進

- 市内イベントに参加し、資源化に関する広報活動の機会を増やします。
- ごみの資源化に関する最新情報の把握に努め、実効性のあるものに関して広く周知を行っていきます。

②資源回収団体の活動支援

- 資源物回収団体助成金制度を継続し、集団回収の活性化を支援します。
- 資源物回収量の増加に向けた広報活動を推進し、各地区のリサイクル量が増えるような施策を検討していきます。

③小型家電リサイクルの推進

- 拠点回収の配置を適宜見直し、また、回収対象品目の拡充を図ることで、小型家電のリサイクルを促進します。

④事業者に対する資源化の助言・指導

- 市条例第18条において大規模事業用建築物の所有者に対して定めている、再利用対象物の保管場所について設置状況を把握し、減量化を適正に行うよう指導します。
- 広報やホームページ等により、事業者向けのごみの資源化に関する情報提供を幅広く行います。

(2) 市民の役割

①資源物の分別徹底

- 資源化可能な紙類、衣類、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装はごみとして出さずに資源物として分別を徹底します。

②資源物の販売店自主回収の協力

- リターナブルビンやアルミ缶等の販売店自主回収に協力します。

(3) 事業者の役割

①資源物の分別徹底

- 事業所から排出される、資源化可能な物はごみとして捨てず、積極的に資源物としてリサイクルするように努めます。特に資源化可能な紙類については、再資源化します。
- 大規模事業用建築物の所有者については、再利用保管場所の利用を適正に行い、資源物の分別を徹底します。

②食品廃棄物の利活用

- 飲食店、スーパー等の食品廃棄物を発生する事業所については、可燃ごみではなく堆肥

化処理するよう努めます。

＜基本方針4＞ 廃棄物の適正処理に向けた施策

(1) 行政の役割

①ごみの適正処理の推進

- 分別不良ごみ問題や医療系廃棄物問題等、多種多様化するごみ問題について、組合及び構成市と情報交換を図り課題解決に向けて連携します。
- 広報やホームページ等により、ごみの分別方法に関する情報提供を幅広く行います。特にプラスチック製容器包装については、正しく市民に認知されるように分別に関する情報提供を積極的に実施します。
- ごみ処理に関する経費を算出、公表することで、これらをより経済的に行うことができないか、検討します。

②不法投棄の防止

- ごみ集積所は利用者による維持管理を基本としつつ、解決できない不法投棄については警察と連携し、不法投棄の未然防止に努めます。
- 県が行う産業廃棄物不法投棄監視活動に協力します。
- 不法投棄ボランティア監視員の活動に対し、不法投棄防止啓発用品の貸出し等の支援を行います。

③外国籍の市民向けのごみ出し適正化に対する支援

- ごみの分別方法に関する情報について、外国語版の手引きを作成し適正なごみ出しができるよう支援します。
- ごみ指定袋の外国語併記について検討します。外国籍の市民の利用実態を調査し、組合及び構成市と協議していきます。

(2) 市民の役割

①ごみ排出のルールへの遵守

- ごみ・資源物の収集日時を遵守します。

②ごみ集積所の維持・管理

- ごみ集積所は衛生的に使用し、維持管理に努めます。

(3) 事業者の役割

①ごみ排出の適正化

- 廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区別し、自らの責任により適正に処理します。

第5節 収集運搬計画

1. 収集区域

本市内全域とします。

2. 収集運搬

ごみの分別収集は、適正な処理・処分を行うために重要な役割を果たしており、資源循環の過程においては資源化への最初の一步であるため、最適な処理及び合理的な資源化に先立ち、適切な分別収集の体制を構築する必要があります。また、将来における高齢化・人口減少への対応のため、作業効率や費用対効果の高いごみの収集・運搬体制を構築する必要があります。

家庭系ごみの収集運搬の体制については、業務委託（一部直営）により行っており、今後も継続して行うものとします。

事業系ごみの収集運搬の体制については、許可制度により行っており、今後も継続して行うものとします。一般廃棄物収集運搬業の許可については、廃棄物処理法第7条第5項及び第10項の規定を踏まえ、一般廃棄物収集運搬業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、計画区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮した上で定めるものとします。

家庭系及び事業系一般廃棄物は本市が主体となり、収集運搬計画を立案して行うものとし、引越し等一時的に大量に排出される一般廃棄物については、排出者自身において直接搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者と契約して処分するものとします。

本市で収集できないごみについては、「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で定めた上で、販売店又は専門の処理業者へ依頼するものとします。

本市の収集運搬の概要を次に示します。

【表】 家庭系一般廃棄物の収集運搬の概要

分別区分	ごみの種類 (概要)	排出形態	収集方式	収集回数	
可燃ごみ	資源化できない紙くず類、木くず、厨芥類、布及び綿類、使い捨てオムツ類	指定袋	ごみ集積所	週2回	
不燃ごみ	資源化できないガラス類、陶器、磁器及び金物(あき缶類以外)類、プラスチック類、小型家電品類	指定袋		週1回	
粗大ごみ	可燃性(家の廃木材、たたみ、マットレス、カーペット、ベッド及び木製家具類)、不燃性(金属製家具及び用具類、プラスチック製遊具及び玩具類、特定家庭用機器再商品化法に該当しない家電類、自転車類、石油ストーブ類、オートバイ、タイヤ、農機具類)	粗大ごみ処理券	戸別収集	予約制	
資源物	ビン(3区分)	茶色のビン(飲食用)	コンテナ	ごみ集積所	月2回
		無色のビン(飲食用)	コンテナ		
		その他の色のビン(飲食用)	コンテナ		
	あき缶	缶類	指定袋	ごみ集積所	隔週
	ペットボトル	PETボトルの法定識別マークの表示のあるもの	指定袋		
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装の法定識別マークの表示のあるもの	指定袋	ごみ集積所	月2回
	古紙(4区分)	新聞	ひも束		
		雑誌・雑がみ			
		段ボール			
牛乳パック					
古布	下着類、皮革製品、ビニール製品を除く衣類	ひも束にして透明袋	ごみ集積所	月2回	
小型家電	デジタルカメラ、ゲーム機器、ACアダプター、電子手帳、 卓上計算機、携帯音楽プレーヤー、ビデオカメラ、携帯電話、カーナビ、ワープロ外	専用回収箱			拠点回収
有害ごみ	乾電池	乾電池、水銀式体温計	専用回収箱	拠点回収	随時
	蛍光管	蛍光管	専用回収箱	拠点回収	随時
生ごみ(モデル地区対象)	水切りした食品残渣	専用回収箱	ごみ集積所(取手事業所) 戸別収集(守谷事業所)	週2回	

【表】 事業系一般廃棄物の収集運搬の概要（可燃ごみ以外は事業活動に伴わないものに限る）

分別区分		ごみの種類（概要）	排出形態	収集方式	収集回数
可燃ごみ		資源化できない紙くず類、木くず、野菜くず、食料品くず、布及び綿くず、厨芥類	指定袋	戸別収集	戸別契約
不燃ごみ		資源化できないガラス類、陶器、磁器及び金物（あき缶類以外）類、プラスチック類、小型家電品類	指定袋		
資源物	ビン（3区分）	茶色のビン（飲食用）	/		
		無色のビン（飲食用）			
		その他の色のビン（飲食用）			
	あき缶	缶類（飲食用）	指定袋		
	ペットボトル	PET ボトルの法定識別マークの表示のあるもの	指定袋		
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装の法定識別マークの表示のあるもの	指定袋			

第6節 中間処理計画

1. 中間処理

中間処理については、今後も引き続き組合の中間処理施設である「常総環境センター」において、常総市、つくばみらい市、守谷市と循環型処理システムの構築を目指して共同処理を行います。「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源物（あき缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装）」については組合で選別・処理等を行い、資源やエネルギーの有効利用を行い、更なる減量化を推進します。

平成24年度から新しい分別・収集を始めた「ペットボトル」、及び「プラスチック製容器包装」については、適正な分別・排出が行われるように引き続き市民への啓発に努め、容器包装リサイクル法に基づいた適正な処理を行った後、民間再生事業者へ引き渡します。

「有害ごみ」については組合で一時保管した後、民間事業者へ処理を委託し適正な処分を行います。

生ごみ堆肥化事業については、組合と事業協力を継続し、受け入れ世帯・地域の拡大を目指して生ごみの堆肥化に取り組みます。

「小型家電」については、小型家電リサイクル法に基づき、本市が認定事業者にも適正に引き渡すこととします。

2. 中間処理に関する特記事項

中間処理に関する計画については、組合の定めるところによるものとします。資源化率の更なる向上のため、組合及び構成市で施策について協議を進めていくものとします。

第7節 最終処分計画

1. 最終処分

本市及び組合圏域内には最終処分場を有していないことから、圏域外の管理型処分場に最終処分を委託しています。最終処分場は自区内処理を目指して、圏域内に必要な規模の最終処分場を設置することが最適と考え、組合では常総環境センター最終処分場検討会を設置し、最終処分場候補地の選定に向けて検討を進めています。

2. 最終処分に関する特記事項

最終処分に関する計画については、組合の定めるところによるものとします。

令和3年3月発行

■お問い合わせ先■

取手市まちづくり振興部 環境対策課

電 話 : 0297-74-2141

F A X : 0297-73-5995

Eメール : kankyo@city.toride.ibaraki.jp